

平成28年度森林審議会議事録

五味担当課長

定刻になりましたので、ただいまから平成28年度の石川県森林審議会を開会致します。皆様には、大変お忙しいところ、本日の審議会にご出席いただきありがとうございます。本日の進行を努めさせていただきます森林管理課担当課長の五味です。日の委員出席数ですが、9名のご出席をいただいております。委員総数14名の半数以上であり、森林審議会運営要領第5条の規定に基づき、本審議会は成立しましたことをご報告申し上げます。

それでは、審議会を開会するにあたり、中田(なかだ)農林水産部長が、ご挨拶を申し上げます。

中田農林水産部長
(挨拶)

五味担当課長

部長の中田につきましては、所要により退席させていただきます。ご了承のほどお願い致します。まず始めに、本日もご出席の委員の皆様方をご紹介します。向かって左側の座席から紹介させていただきます。

中能登町(まち)地球温暖化防止推進協議会副会長 大西 亮子(おおにし あきこ) 様
石川県木材産業振興協会理事 角永 善一(かどなが ぜんいち) 様
石川森林管理署長 小林(こばやし) 伸一(しんいち) 様
石川県林業研究グループ連絡協議会相談役理事 坂本(さかもと) ちづる 様
石川県巨樹の会会長理事 高木 政喜(たかぎ まさき) 様
旧内浦町(うちうらまち) 町長 田形(たがた) 功(いさお) 様
石川県森林組合連合会会長 門村(かどむら) 和永(かずなが) 様
石川県建築士会副会長 田尻(たじり) 純江(すみえ) 様
金沢大学客員教授 中村(なかむら) 浩二(こうじ) 様
元石川フォレストサポーター会副会長 西田 恭子(にしだきょうこ) 様
石川県婦人団体協議会常任顧問 藤多(ふじた) 典子(のりこ) 様

以上でございます。なお、本日、金沢大学人間社会学域准教授の中島(なかしま)委員、南加賀木材協同組合理事長 道場委員、元石川県商工会連合会参与 南委員は都合によりご欠席されております。

続きまして、本日、お手元にお配りしてあります資料の確認をさせていただきます。平成28

年度石川県森林審議会次第、委員名簿、座席表です。

- 資料－ 1 森林計画制度の概要及び地域森林計画樹立案・変更案の概要
- 資料－ 2 加賀地域森林計画書案（樹立）
- 資料－ 3 能登地域森林計画書案（変更）
- 資料－ 4 いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性について

そのほかに、参考資料として、石川県森林審議会についての関係法令、運営要領です。以上でございます。不足がありましたら、お申しつけ下さい。

最後に、会議を始めるにあたり 1 点お願いをいたします。ご発言にあたりましては、お手数でございますが、お手もとのマイクのスイッチを ON にしてご発言いただき、発言が終わりましたら OFF にしていただきますようお願いいたします。

それでは、議事に移らせていただきます。会議の議長は、石川県森林審議会運営要領第 4 条に基づき審議会の会長が行うこととなっておりますので、以降の議事運営については門村会長をお願いしたいと思います。門村会長よろしくをお願いいたします。

門村会長

それでは、議事に入りたいと思います。本日はご案内のとおり諮問事項が 2 件ございます。諮問事項 1「加賀地域森林計画の樹立(案)」及び諮問事項 2「能登地域森林計画の変更(案)」につきまして、一括して事務局から説明を受け、その後、質疑を行うこととしたいと思います。それでは、説明をお願いします。

木本技師

森林管理課、森林企画グループの木本と申します。

まず初めに、これからご審議いただく地域森林計画の根拠となります森林計画制度の概要についてご説明させていただきます。

資料 1 の 1 ページをご覧ください森林は、水源の涵養や生物多様性の保全、木材等の林産物の供給といった多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会を支え、地域の経済活動に寄与していることから、長期的な視点に立ち計画的かつ適切な森林の整備・保全を推進するため、森林法において森林計画制度を定めています。

この体系図にありますように、農林水産大臣は、政府の策定した「森林・林業基本計画」に即し、5 年ごとに、15 年を 1 期とする「全国森林計画」を樹立します。これを受け、都道府県知事は、「全国森林計画」に即して、民有林を対象に、5 年ごとに、10 年を 1 期と

する「地域森林計画」を樹立します。この「地域森林計画」は、地域における伐採及び造林等の計画を定める資源計画であり、また森林施業等の指針となるものです。

更に、市町長は、「地域森林計画」に適合して「市町村森林整備計画」を樹立し、また、森林所有者・森林組合等は、自発的に自らの森林の整備に関する計画である「森林経営計画」を立て、市町長に認定を求めることができます。森林計画は、これら、国・県・市町、さらには森林所有者等がそれぞれの段階において、整合性のとれた計画を作成するための制度となっております。

資料1の2ページをご覧ください。本年5月に政府の森林・林業基本計画の見直しが行われましたので、その概要をお話しします。

1つめに、戦後植栽された人工林が本格的な利用期を迎えたことから、主伐後の再造林対策の強化などにより森林資源の循環利用を進め、林業の成長産業化の早期実現を図ることが記載されております。

2つめに、国産材に対する需要の拡大に対応するために、面的なまとまりをもった森林経営の促進等により、原木供給力を増大させ、安定供給体制の構築を図ることが記載されております。

3つめに、木材産業の競争力強化と、新たな木材需要の創出について記載されております。これらをまとめますと、国の方向としましては、これまでの保育を主体としていた森林整備から、今後は人工林の収穫と更新を適切に進める方向になったことが表現されている訳であります。

資料1の3ページをご覧ください。次に全国森林計画について説明いたします。全国森林計画は農林水産大臣が森林・林業基本計画に即して作る、森林の整備・保全のための全国的な資源計画です。新たに策定された森林・林業基本計画の目標に即し、全国森林計画についても所要の変更がなされております。

具体的には、急速な少子高齢化や人口減少等の社会的情勢の変化を踏まえた効率的かつ効果的な森林の整備・保全の実施、育成単層林として維持する森林における適確な更新の確保、また再造林の低コスト化を進めるためのコンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入について、記述が追加されたところです。

資料1の4ページをご覧ください。これらを踏まえまして、今回、諮問させていただきます地

域森林計画の位置付けですが、今ほど説明いたしましたように、地域森林計画は、全国森林計画に即した内容となっており、また平成23年に県が策定しました「いしかわ森林・林業・木材産業振興ビジョン2011」と整合をとった内容となっています。

本県の地域森林計画につきましては、加賀と能登の2つの区域に区分されております。加賀地域森林計画は、現行の計画期間が平成24年度から平成33年度までの10年間となっており、前回は平成23年度に樹立したため、5年後を迎える本年度に樹立することとなっております。

一方で能登地域森林計画は、現行の計画期間が平成27年度から平成36年度までの10年間となっており、本年度は樹立する年ではありませんが、全国森林計画が変更されたことから、それに即する形で本年度、内容を変更するものです。

資料の5ページをご覧ください。能登地域は津幡町・内灘町以北の5市7町から成っており、加賀地域は金沢市以南の5市から成っております。

資料の6ページをご覧ください。地域森林計画における主な事項については、記載しております1から5の項目となっております。加賀については樹立であることから全面変更であり、一方で能登については矢印で示しております部分の内容を変更いたします。

1の計画の大綱については、県の森林関連施策の方向を示している部分です。

2から4の項目については、森林の整備や保全に関する具体の指針や基準について定める部分であり、県として基準等を統一させるため、加賀と能登とで共通となっております。また市町村森林整備計画における規範となるものです。

5の主な計画量については、加賀と能登の計画区ごとに、森林資源の計画として、伐採材積、間伐面積、造林面積、保安林面積、治山事業箇所、林道延長について、向こう10年間の計画量を定めるものです。

続いて、資料1の7ページ目をご覧ください。諮問事項の1番目「加賀地域森林計画の樹立（案）の概要」についてご説明いたします。

なお、計画書の本編は資料2としてお配りしております。計画期間は、平成29年4月1日から39年3月31日の10年間です。計画の対象とする市町の区域は、金沢市以南の5市です。

まず、「第1章 計画のあらまし」は、地域森林計画の位置付けや、県内の森林・林業の

課題、森林・林業施策の方針についてまとめた章です。「森林・林業の現状と課題」につきましては、本編の1－2ページをご覧ください。要約しますと、県内の人工林の6割が収穫期を迎え、木材資源が充実しつつある一方で、不明な森林境界や、森林所有者の高齢化等、森林施業の集約化を進める上での課題、また、県土の保全など公益的機能の維持・向上についての課題を抱えていることを記載しております。

続きまして、「前期計画の実行結果と評価」についてですが、本編の1－3ページをご覧ください。前期計画の前半5カ年、平成24年度から平成28年度における計画量と実行結果を示しております。主伐の伐採量の実績につきましては、木材価格の低迷により森林所有者の収益が確保できず、伐採の同意取得が進んでいないことなどから、計画量の47%にとどまっています。

間伐の伐採量の実績につきましては、林内路網の整備、高性能林業機械の導入等の取り組みや、いしかわ森林環境税による強度間伐を実施してきたところからです。しかし近年は間伐材の搬出に対して重点的に助成しており、施行(せこう)地あたりの労務が増加したこと等により、間伐の総材積は計画量の63%にとどまっています。(2)の間伐の総面積につきましても、同様の傾向となっています。人工造林と天然更新につきましては、主伐が進んでいないことから、実績は低位となっております。

本編の1－4ページをご覧ください。林道の開設延長については、計画に対して現地の地形が急峻で経費が掛かり増しになったことから、計画を下回る実績となっております。また林道の拡張箇所については、近年は林道及び林業専用道の開設による林内路網密度の向上を優先していることから、林道の拡張につきましては、低い実行率にとどまっています。保安林の指定につきましては、80%から100%の達成率となっております。また、治山事業の実績数量は計画どおりとなっております。以上が、前期計画の実行結果と評価でございます。

続きまして、次期計画での「加賀森林計画区における方針」についてですが、本編1－9ページをご覧ください。加賀地域につきましては、水源の涵養や災害の防止、生物多様性の保全等、森林の有する多面的機能の発揮を重点課題としております。またこれまでの利用間伐の推進に加えまして、今後は主伐から育林に要するコストの低減等により、主伐・再造林を推進することで、原木の安定供給体制を構築するよう努めることを記載させて頂きました。コラムにおきましても、主伐・再造林を低コストで行うための取り組みのほか、主伐を行うことがイヌワシの保全等生物多様性に貢献する面もありますことを掲載しております。

次に、資料1の続きに戻って頂きまして、「第2章 計画事項(共通編)」についてですが、

本編では2-1ページからであります。この章では、森林の整備及び保全に関する石川県共通の方針として、立木竹の伐採、造林、保育の標準的な方法を定めると共に、森林の有する機能の高度な発揮を図るための森林の施業方法、保護の方針等をまとめております。

資料1の8ページに、今回の主な変更点を記載しております。第1.「森林の整備及び保全に関する基本的な事項」につきましては、本編でいいますと2-2ページの中段にありますが、今回新たに、第1章を踏まえ、森林の整備及び保全の目標を具体的に、箇条書きで列記することにいたしました。また本編2-3ページの3のイですが、今後の造林樹種の候補として新たに無花粉スギやカラマツについて明記いたしました。

資料1の第2-1.「森林の立木竹の伐採に関する事項」につきましては、本編2-5ページの中盤に表がありますが、広葉樹の標準伐期齢の基準を見直し、薪炭・キノコ原木林等の広葉樹について、これまで25年とされていたものを15~25年とし、ぼう芽の発育が旺盛な若い林齢で伐採することができるように見直しました。

資料1の第2-2.「造林に関する事項」につきましては、再造林の低コスト化のために、本編2-5ページの後半にありますように、コンテナ苗の活用、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることを新たに明記いたしました。また、天然更新の対象樹種については、本編2-7ページの表にありますように全種類を列挙するのではなく、主な樹種を例示する書き方といたしました。

資料1の第2-3.「間伐及び保育に関する事項」につきましては、育林の低コスト化を進めるために、本編2-8ページの後半に、ヘクタール1,500本の密度で植栽するモデルを追加いたしました。また、保育の低コスト化のために、本編2-9ページの下、(2)ですが、下刈り期間の短縮や枝打ち回数の削減に努めることを新たに明記いたしました。

資料1の第2-4.「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」につきましては、市町で定める「木材生産機能維持増進森林」、すなわち将来的に経済林として維持していくべき区域におきまして、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めることを新たに明記いたしました。本編では2-14ページの冒頭部分のところで、当該区域における指針の中で明記しております。

資料1の第2-6.「森林施業の合理化に関する事項」につきましては、本編2-15ページの後半、6の(1)のアにありますように、市町による森林所有者情報の提供について追記いたしました。これは平成28年5月の森林法一部改正を受け、市町による森林所有者情報の整備が今後義務づけられることを受けたものです。また、森林組合等による施業の収支見込

みを明示した提案型施業を促進すること等を追記いたしました。加えて、本編 2-17 ページの(6)のイですが、市町の林業行政をバックアップするために、森林総合監理士等による市町への行政支援について追記いたしました。

最後に、資料 1 の第 3-3 「鳥獣害防止森林区域に関する事項」は、本編 2-18 ページの後半にあります。平成 28 年 5 月の森林法一部改正によって新たに市町で定めることとされた鳥獣害防止森林区域の基準について明記いたしました。これは市町が、鳥獣により被害を受けている森林及び被害のおそれがある森林を区域として設定し、植栽木の保護措置等の鳥獣害の防止の方法を定めるものです。

次に資料 1 の 9 ページ目をご覧ください。「第 3 章 計画事項(加賀森林計画区編)」では、第 2 章を踏まえた上で、加賀と能登の計画区ごとに個別事項として、計画対象とする森林の区域、計画期間内の伐採立木材積、間伐面積、造林面積、保安林面積及び治山事業の地区数等についてそれぞれ定めた章です。本編では 3-1 ページからになります。

以下は、第 3 章の主な計画量です。

(1) 「計画の対象となる森林の区域」は、107,841 ヘクタールとなっており、平成 23 年度から 5 年間の間に実施された林地開発等により、前期計画から 17 ヘクタール減少しています。

次に、(2) 「森林の整備に関する事項」として、「計画期間内の主伐による伐採材積」を 54 万 1 千立方メートルとしています。

これは、ビジョンの県産材供給量の目標を踏まえ、前期計画に比べて 10 万 6 千立方メートルの増加となります。

計画期間内の間伐につきましては、伐採材積を 62 万 1 千立方メートル、また面積を 8,870 ヘクタールとしています。前期計画に比べて材積が増える一方、面積が減る計画となっておりますが、これは今後、間伐の内容構成が、保育間伐・切り捨て間伐から搬出重視の利用間伐へと重点が移ることによって、前期計画よりも少ない間伐面積で間伐材生産を行うためです。

「人工造林・天然更新別の造林面積」につきましては、今後主伐を推進することを踏まえて、それぞれ前期計画に比べて計画量を増加させています。

資料 1 の 10 ページ目をご覧ください。

(3) 「森林の保全に関する事項ほか」として、「保安林として管理すべき森林の種類毎の指

定面積」について計画しています。ここに記してある数値は、計画期間末における累計の指定面積の計画です。「保健風致等の保安林」については現在 100%達成されていることから増減なしとしておりますが、水源涵養と災害防備のための保安林についてはそれぞれ前期計画から増加させています。

「実施すべき治山事業の地区数」については、引き続き災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化などを図るため、前期計画と同程度としております。「林道の開設及び拡張に関する計画」については、前期計画の前半5か年において、林道高倉山線、林道湯涌犀川線などの開設が完了したため、路線数が減となっておりますが、延長は前期計画と同量とし、林業専用道を中心に引き続き整備を進める計画としております。また、林道の拡張計画につきましては、路網の開設に重点を置いているところではありますが、改良が望ましい箇所が依然存在することから、前期計画と同程度を計画させて頂いております。

以上で、加賀地域森林計画の樹立（案）の説明を終わります。

資料1の11ページ目をご覧ください。引き続きまして、「能登地域森林計画の変更（案）」について、ご説明いたします。能登の計画書の本編につきましては資料3として配布させて頂いております。

能登地域森林計画につきましても、全国森林計画の変更に伴い、加賀と能登で共通としております森林の整備・保全に関する指針の変更を反映させるため、今回変更いたします。

まず「第1章 計画のあらまし」につきましては、能登においても、人工林の6割が収穫期を迎えたことから、本編1-2ページの中段の「課題1」においてその旨を記載いたしました。また本編1-9ページの「能登森林計画区における方針」におきましても、主伐・再造林を推進し、原木の安定供給体制を構築することを記載いたしました。

次に「第2章 計画事項（共通編）」につきましては、資料1の12ページに変更点を記載しておりますが、先ほど紹介いたしました加賀と同様の変更となっております。

最後に資料1の13ページ「第3章 計画事項（能登森林計画区編）」ですが、(1)「計画の対象とする森林の区域」に今回変更がございます。平成26年度の樹立から現在までの間に、宝達志水町や穴水町で太陽光発電敷地への転用があったこと等により、現計画から179ヘクタール、森林の減少がありました。

その他の計画量につきましては、今回変更無しとなっております。

以上で、能登地域森林計画の変更（案）の説明を終ります。

門村会長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

中村委員

ご説明ありがとうございました。たくさんの説明でよくわからなかったことがあります。資料1の10ページの(2)のところに主伐で前期計画が435千立方に対して、新計画が541千立方になっていますが、前期計画435千立方に当たる数値は、資料2のほうの(1)―3のところに出てくる数値なんですか。

金子課参事

お答えいたします。資料1における前期計画の435千立方というのは、前期計画の5年分にあたります。

中村委員

5年分ということは、(1)―3のところから直接わかりません。どういう対応かと思っ確認しようとしたらわからなかったので、おそらく半期分かなと思ったんです。

金子課参事

はい、そういうことになります。

高木委員

前回の達成率は47%と低いというご説明があったと思うんですね。今度は前回よりも増やすわけですね。増やすということは達成できるということなんですか。前回半分しか出来てないのに今回増やすということは、本当に出来るのかどうかということをお教えください。

金子課参事

前期の計画におきましては、ここに書いてございますように、なかなか木材価格が上がらないという中で、森林所有者様の中でも主伐とか伐採に対する意識がなかなか上がらなかったということがございます。新しい計画におきましては、その政策といたしまして、伐採にかかるコストを下げるでありますとか、林内路網をより多く作るでありますとか、そういった努力によりまして、伐採量を増やしていきたいと考えております。それにつきましては、そういう施策による努力をすることと、地域森林計画というのは、全国森林計画に基づいて作っております、全国的な資源が成熟してもっと使っていかなければならないという方策とも合致させてございますので、前期はなかなか伸びませんでした。これからの計画は増やしていきたい。そういう計画となっております。

山崎課長

なかなか実行率が上がらないという一面はございますが、森林・林業など振興ビジョンの方でも30万立方という目標を掲げさせていただいておまして、それを達成していくためにも計画量の増加が必要と言うことで計上させていただいたところでございます。

高木委員

資料10ページの(3)森林の保全に関する事項ほか。例えば、表の一番上、水源涵養保安林について、前期計画よりも新規計画では増加している。増えることについては、今までもこういうことがあったわけですが、増やすことによってどういう効果があるのか、あるいは、何を見て増やしたほうが良かったと評価されるのか、というのをお尋ねしたい。面積が増加しましたが、増えたことによって何が得られたかをお尋ねしたい。

山崎課長

保安林の指定のほうの関係でございます。特に、水源涵養とか災害合議ということで、森林の・管理上・保安林に指定しますとほぼ開発が出来ないということで、その森林が継続的に守られることとなります。一方、普通林でございますと例えば林地開発をしたいと言うことであれば一定の基準を満たせば、解除、森林じゃなくなるということもあり得ますが、保安林に指定させていただきますと永続的にその機能を発揮していくことが期待されるということになります。

高木委員

水源涵養保安林に関しては、確かにこのようにしておけば保安されている、維持されているということになるわけですが、水源涵養といった場合には、何かを促成して広げるために多くなったのではないかと、というような法則的なことはないのですか。これは面積的に増やしたということなのでしょうか。

山崎課長

例えば1ha水源涵養保安林に指定することによってどれくらい水を涵養しているかと、そういう程度の数字はございません。

高木委員

面積的にただ指定したと。

山崎課長

そうです。面的に。その指定されたところが森林として十分な機能を果たしていなければ

治山事業で改植等を行うということで水源の涵養の維持をさせていただくということになります。

高木委員

要は具体的な量的なものが別に確定しているわけではないということになりますね。あと災害防備にそういうことはわかるような気がするのですが、涵養につきましては何かやっているのかなど、そういうふうにしたわけですか。

山崎課長

保安林の指定面積ですけれども、全国的にも保安林を増やしていこうという大きな計画がございます、その中で石川県の計画量も増やしていって、わかりやすく言えば山奥の開発などせずに水源涵養機能に寄与するところは出来るだけ保安林にかけていって守っていこうという、全国の計画に基づき石川県でもこういう増える計画を設定しているというわけでございます。

質問4

高木委員

細かいところ恐縮なのですが、どこかにドローンの写真がありましたね。

山崎課長

資料2の1-9です。

高木委員

最近ドローンがあちらこちらで活躍しているわけですが、例えばそのドローンによる森林資源量の計測とあるわけですが、森林資源量とは一体何の量を見るために飛ばしているのかということなんですが、具体的におわかりでしょうか。

山崎課長

ドローンにつきましては今年度からコマツとの連携によりまして、主伐のコストの削減のために人工林の上を飛ばします。それによって木の樹高と材積を推定するという取組を今やっております、おおむねドローンを飛ばすことでその森林の蓄積量が把握できるようになると考えております。

高木委員

具体的には、その撮影した画像をパソコンとか、あるいはいろんなプログラムに入れて計算するということですか。

山崎課長

そうです。

田尻委員

加賀地区そして能登地区も合わせて、加賀地区では17ha森林面積が減っている。能登地区につきましては、179ha減っているということで、これは森林法による民有林を除くというふうになっているんですけども、これまでも減っていた状況の中で民有林だったことから何か開発などがされることで除かれたのかをお聞きしたかったんですけども。

山崎課長

これまで民有林の森林という位置づけになっていたところが、例えば土砂の採取とか太陽光発電の建設等で開発されたことにより森林以外になったということで、今回森林区域から外させていただくという数量でございます。

田尻委員

わかりました。じゃあ、例えば太陽光発電だとか、大規模なそういう設置が今進んでいますし、それから風力発電もありますね。ああいう場合もこれに該当するのですか。

山崎課長

はい、林地であれば該当いたします。

田尻委員

わかりました。

門村会長

他に何か意見がございませんか。ご意見が無いようでしたら 原案どおり適当な旨、答申してよろしいでしょうか。 それでは、ご異議がないようですので原案どおり適当な旨、答申することに決めます。この諮問事項に対する答申文につきましては、私にご一任願います。続きまして、「いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性について」、事務局から説明を願います。

向瀬専門員

「いしかわ森林環境基金事業の取組成果と今後の方向性について」説明いたします。資料-4をご覧ください。

(説明)

門村会長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見がありましたら、お願いします。

中村委員

資料の右側の上から4行目ぐらいに「新たに発生した手入れ不足人工林」という言葉がありますが、この新たに発生したというのはどんな内容なんでしょうか。例えば前に登録されていなかっただけなのか、10年近くやっているわけですから10年たつ間に枯れてきたということなのか、新たに発生したという内容を、もう一つ内容にもよるのですが、そうしますと毎年毎年新たに割と大きな面積が加わってくるという見込みかどうかということも含めお願いしたいと思います。

山崎課長

はい、当初手入れ不足人工林として22,000haをピックアップさせていただいたときは、その過去に20年以上手入れをしていない人工林という定義でピックアップをさせていただきました。取組から10年の時間が経過する中で、当初手入れ不足期間が20年未満であった森林について、所有者に間伐等の働きをさせていただいたのですが、なかなか整備がされなくて、手入れが20年以上経過した森林が新たに2,000haカウントされたということがございます。今後の見込みとしましては、近年新規に造林新植される森林というのは、非常に少ないということもございまして、今後また新たにどんどん増えていくという性質のものではないというふうに考えております。

当初22,000haございました手入れ不足人工林のうち、路網の整備等で6,500haが逆に経済林になって、實際上22,000の内15,500haが当初見込んでいたより手入れ不足人工林を減らされたという面もございます。以上でございます。

高木委員

左でも右でもよろしいんですが、いわゆる事業についてですね、例えば右側いきましようか。右側の(1)(2)(3)(4)と、これは事業ですね。4つあるんですが、第5の事業がないのかということですが、例えば私の会のことをいったらなんなんですが、いわゆる景観ですね。樹木による景観というものについて、環境税は使えないのかなという気がしております。今の4項目はそれぞれの仕事というか内容があって、それに使えばいいと思うのですが、もう一つですね、県内に巨樹があるんですが、最近非常にいろんな原因で、樹木そのものの寿命もあるんでしょうけど、いわゆる枯れ死しつつあるようなこともあるんですね。それを保存するというような、いわゆる景観を維持する、保持するという、そういったところに、こういった環境税を使えないものかなというように思っているわけですが、その辺は今すぐというようなことにはいかないと思いますけども、雰囲気としてはいかがでしょうか。

山崎課長

(1)(2)(3)はいわゆる森林環境税を使ったハード事業ということでございます。(4)のほうは県民の理解増進と県民参加による森づくりの推進ということで、森林というものを県民の皆様方にご理解いただいて、県民全体で支えていこうという機運づくりの事業ということでございます。具体的にその巨樹の保存とか景観というものがこの事業に当てはまってくるかどうかというのは、この場でお答えできないと思うのですが、現在ソフト事業につきましては、来年度の当初予算の中でどういったことがそのタイトルにふさわしい内容かということを検討させていただいている状況ということでございます。

高木委員

吉野谷のおぼけ杉のまわりに、今から数年前になりますけど、そのずっと木道と言いますか、それを設置されました。そのおかげかどうかわかりませんが、それを見に来る方が増えたんじゃないかなという気がしております。巨樹1本だけなんですけど、そういったようなことで、景観的なものの一つの要素として保存していくことにしていくような、そういうものもあっていいのではないかと思っておりますので、またご検討下さい。お願いいたします。

田尻委員

森林計画がなされているわけなんですけども、今後ますます高齢化が進む中で、高齢者が、森林もそうですけれどもお世話するというということができなくなってきていると。それに若い人たちがそういうところから離れている現実がありますよね。それともっと深刻なのは、人口減少に伴って今植林をしても木は何十年たたないと利用できないんですけども、そのときに人口減少がさらに進んでいることも踏まえた計画になっているのかなということをおもうんですけども。この計画自体は10年また見直しをしていくことにはなるんでしょうけども、そのあたりの長期にわたる森林計画というのはどんなものなのかなと思って心配されるんですけれども、当然そのあたりを見込まれて計画を立てていらっしゃると思いますけれども、いずれにしろ今後の高齢化とその若い世代の方が少なくなって作業が出来なくなってきているのが現実としてあるわけなので、そこらあたりがとても深刻ではないかなと思われまます。いかがでしょうか。

山崎課長

この計画の策定にあたって、林業従事者の方が何名必要かというところまでの整合というところまでは取ってはございません。ただ林業労働力と言いますか、従事者の現状としまして、かつて石川県内に約2,000名の林業従事者の方がおいでました。現在約500名という4分の1くらいに減っておいでます。当時と今と何が違うかと言うと、労働の質が変

わってきております。かつては造林とか枝打ちとか、人手が非常にいる作業が主体でございました。それが現在、人工林が成熟化してくるとともに、そういった作業が非常に少なくなつて、例えば間伐とかそういう作業種に仕事の質が変わってきておまして、そういった仕事の質に対しましては、例えば高性能の林業機械とか機械化が非常に進んでおりますので、労働生産性も非常に高く、かつての労働力ほど必要数としては下がっているという現状がございます。

それともう一点は、かつてはそういった植えるとか枝打ちとか、家庭の労働力でまかされてきた部分、これが今森林組合さんとか林業事業体さんとか雇用労働力の方によって担われているということで、まあ30万立方を達成するにはもっと人を増やさなければいけないんです、という一面はございますが、近年若干その労働力も増加傾向、そして高性能の林業機械を使うと言うことで若い労働力の方も入って、新規の方も入ってきていただけるという若干明るい面も見られるという状況でございます。

田尻委員

当然人口減少に伴うと、需要と供給の関係で、この10年先くらいになると新築物件とかそういったものも少なくなってくると思うんですね。以前から比べるとだんだん減ってきていますので、そういった木材の利用も含めて、植林もするけど利活用もされないと、もちろん災害もありますからそういった環境も含めて、防災の面も含めて、植林とか大事なんですけども、需要と供給の関係も含めると、その木は成長するけども利用がなかなか難しいというような、循環する、そういったものがうまく回っていくようなシステムをお願いしたいなと思います。

五味担当課長

確かに人口減少による住宅着工数は減るだろうということで、国もあげてですけど、非住宅にも使えるよなということで、こちらにも少し挙げました。CLTとか新しい部材とかもありまして、木材自体を使うと非常に環境にもいいことですので、そういうことを含めながらやっぱり需要も増やしていきながら、せっかく植えたのにその木材が使われないということがないように、それも合わせて検討して頑張っていきたいと考えております。

坂本委員

あの2つお願いしたいんですが。1つは、境界確認しているときに不在地主が沢山いらっしゃるんですね。それで固定資産税はうちが払っているんですけど、共有になったときとか保安林にできないんですね。保安林にしようと思っても。それを国の方に、地主が代々になっていきますので、所有者が全然いないときにそれはどうしたらよいか、政策として県から言ってもらいたい。

あとドローンなんですけど、ドローンにいくらかかっているか知らないんですけど、他の県がやっぱり材積から胸高直径、樹高とか、全部航空データでどンドンやっているんですね。林野庁の補助金がだいぶそれについていると思うんですけど、それを利用して石川県も少しやって頂きたいなと思って。その2つです。

五味担当課長

1つ、共有の場合、確かに基本的に所有権の問題で、森林環境税の基金の時の議論でもあったんですけども、不在者に対する非常に簡単ではないという状況ではありまして、当然我々も森林環境基金の事業をするときにも同意を頂かなくてはいけないということで、粘り強くやるしかないというのが今のところでございます。すぐに何か法律が出来るかというのと、たぶん所有権のことを考えると厳しいと聞いておりますけれど、引き続き我々もそういうことは検討をお願いしていく必要があると思いますし、少し聞いているところによれば、少しずつ検討を国の方でも進めると聞いておりますので、引きつづき状況については国の方に伝えていきたいと考えております。

あとドローンレーザーなんですけれども、いろいろ取組が進んでいるんですけど、補助金があるといっても、実は相当コストがかかるということがございまして、先ほど山崎の方から申し上げましたが、ドローンでこちらはデジタルカメラを使うんですけど、こちらの方がコストが安いということなので、そういうコストとかも踏まえながらやっていきたいなと考えておまして。なにぶん予算の問題というのもあるので、そういうのも見ながら、どこでどういうデータを使うのいいかというのを踏まえながら、レーザーを使うかというのも今後検討課題かなと思います。

坂本委員

林野庁の補助金が出ているんですけども、いろいろちょっと調べてまたお願いします。

中村委員

森林環境税のことでちょっとコメントしたいと思うんですけど、森林環境税がもうすでに10年ですね、実施されてずいぶん大きな成果出ていると思うんですね。それは私もその委員会の委員してますので、いつも聞いているんですね。それは進んでいると思いますから私も賛成しているんですけど、ただ毎回私申し上げているんですけども、森林環境税の成果と言いますかね、効果についての委員会等で報告されるモニタリング結果ですね、それが非常に貧弱だと僕は思うんですね。いつも大きなページを使って、沢山のページを使って、木を切ったらそこに新しく広葉樹が入ったりですね、森の環境変わるということをおっしゃっているんですね。それは森林の生態に関することで、言えばあたりまえなんですね。ですからそんなことに沢山のページを使わずにですね、もっと実際に例えばさっきからご説明もあつ

たように、林業がどういうふうにも機械化されたり、労働生産性が上がったり、それから林業されている方の組織がどれだけ効率化したかという風な、それは全部森林環境税だけじゃないと思うんですけど、そういうことについてのもう少しわかりやすいですね、改善についての説明をしていただけないと。いつも示されるのは、森林環境税によって雇用した人数は増えているとか、それはお金を払えば雇用数増えるのは当たり前でしてね、そんなことしか出ていないと思うんですね。だからこれは私前にも申し上げたんですが、そういう林業の体制とかですね、住民、地域の方との関係とかというあたりがどういうふうに進歩しているかということについての説明がいろいろありますし、それからさらにソフト事業も参加者が何名になったとか何団体増えたとかそんな話ばかりなんです。だけど実際にそれが本当に役に立っているかどうかということも含めてね、ソフト事業の内容についてもっと考えていただいた方がいいんじゃないかと思います。

それから今問題になっていますのは、緩衝帯の整備ですよ。緩衝帯の整備というのは、ただ単にそこを木を切るだけじゃなくてね、その上にかいた放置竹林の管理も含めてですね、地域の方あるいはその獣害等についてですね、モニタリングしたりコーディネーションしたりするような人材がいるかどうか、そんなことも含めたような形で実際にどういうふうに地域の人も含めて獣害を防いでいくかということについてはですね、この分け方だけじゃなしにもっと実情に即したようなやり方があるんじゃないかと思うんですね。是非この辺も考えて頂いたらどうかなと思います。

それから先ほど私のこの前のところの説明でこういうふうにも説明がありました。私説明の内容は理解したつもりなんですけど、あまりにも希望的観測じゃないかと思うんですね。ずっと毎年毎回同じようなことがいつも出ているような気がしましてね。ですから是非その辺もですね、精査して頂いて、毎年のモニタリングしっかりやって頂いたらと思います。これが私のコメントです。

門村会長

ただいまの中村委員のご意見等、参考にして今後の運営にあたって頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

西田委員

海岸林のところには保安林として松を植えてらっしゃるんですけども、その保安林の中で混合林という考え方は難しいんでしょうかね。松だけでなくて広葉樹も入れたり。松は広葉樹入れられないと思うんですよ。下が汚れてしまうとまた松食い虫もくると思うんですけども。今のところ海岸林はほとんど耐性松で今やってらっしゃるんですけども、例えば混成林みたいな広葉樹も入れての海岸林というのは、保安林というのは出来ませんか。

山崎課長

潮害とかにやはり1番強いのは、松というのは認識しておりまして、海に面した最前部というのはやはり松しかないのかなと思っております。少し内陸に入ってくれば広葉樹も育つ環境のところもございますので、これまでも広葉樹入れてきたこともございますし、一応混合で植えたこともございます。

西田委員

活着率はやはりよろしいんですか。

山崎課長

場所によっては若干はありますが、基本的にはその活着出来る場所を選んで広葉樹を植えさせて頂いているところでございます。

西田委員

わかりました。ありがとうございます。

門村会長

これまでのことを含め、何か意見等がございませんでしょうか。ご意見が無いようでしたら、これで本日の諮問事項および報告を終わりたいと思います。長時間にわたり熱心なご審議ありがとうございました。以降の進行については事務局にお返ししたいと思います。

五味担当課長

門村会長、ありがとうございます。以上で、本日の審議会の予定は、すべて終了しました。最後に、片山 農林水産部次長がご挨拶を申し上げます。

片山次長

(挨拶)

五味担当課長

以上をもちまして、平成28年度石川県森林審議会を閉会いたします。ありがとうございました。なお、この後14時45分から会場を移しまして、14階にある1409会議室において、森林保全部会を開きますので、部会委員の方は5分前までにご移動をお願いします。